

(2) 被災者傷害見舞費用

対象施設利用者が事故により身体に傷害（有毒ガス、有毒物質による急性中毒を含みます。）を被り、その直接の結果として死亡または医師の治療を受け、加盟クラブが被災者またはその法定相続人に慣習として支払った弔慰金・見舞金等の費用を次の金額を限度に被災者傷害見舞費用保険金として支払います。

①死亡見舞費用保険金

事故の日から180日以内に死亡した場合に、被災者1名につきご加入された死亡・後遺障害見舞費用保険金の支払限度額を限度として死亡見舞費用保険金をお支払いします。ただし、同一事故による傷害に対して、既にお支払いした後遺障害見舞費用保険金がある場合は、ご加入された死亡・後遺障害見舞費用保険金の支払限度額から既に支払った金額を控除した残額を限度とします。

②後遺障害見舞費用保険金

事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合に、被災者1名につきご加入された死亡・後遺障害見舞費用保険金の支払限度額に後遺障害の程度に応じて定められた割合を乗じた額を限度として後遺障害見舞費用保険金をお支払いします。ただし、被災者1名につきご加入された死亡・後遺障害見舞費用保険金の支払限度額が限度となります。

③入院見舞費用保険金

事故の日から180日以内に医師の指示に基づき病院に入院した場合に、その期間（以下「入院期間」といいます。）に応じて、被災者1名につきご加入された入院見舞費用保険金の支払限度額を限度に入院見舞費用保険金をお支払いします。また、被災者が上記の入院期間中に、新たに傷害を被ったとしても、入院見舞費用保険金は重複してはお支払いできません。

④通院見舞費用保険金

傷害の直接の結果として、通院した場合、被災者1名につきその通院日数に応じてご加入された通院見舞費用保険金の支払限度額を限度に通院見舞費用保険金をお支払いします。ただし、入院期間中、および事故の日から180日を経過した後の通院については、通院日数に含めません。また、被災者が通院中に、新たに傷害を被ったとしても、通院見舞費用保険金は重複してはお支払いできません。

(3) 災害広告費用

加盟クラブが負担した新聞等へのお詫び広告掲載費用および休業していることまたは営業再開の予定を公告するための費用を負担した場合、1回の事故につき1000万円を限度にお支払いします。ただし、あらかじめ引受保険会社の同意を得たものに限り、上記(1)～(3)の他に求償権保全行使につき引受保険会社に協力するための費用もお支払いできることがございます。

※(1)(2)(3)いずれも、被災者が負担することが必要かつやむを得ないものとして正当と認められる部分のみが保険金お支払いの対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合

被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、災害広告費用共通

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失による事故
- ②地震、噴火または津波による事故
- ③戦争、暴動等による事故
- ④核燃料物質等の有害な特性による事故
- ⑤日本国外で発生した事故 など

被災者対応費用、被災者傷害見舞費用についてのみ

- ①被災者の故意または重大な過失による事故につきその被災者に関する費用
- ②被災者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故につきその被災者に関する費用
- ③被災者の無資格運転、酒気帯び運転等に生じた事故につきその被災者に関する費用
- ④被災者の脳疾患、疾病または心神喪失による事故につきその被災者に関する費用
- ⑤被災者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑥麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故につきその被災者に関する費用
- ⑦被災者に対する刑の執行
- ⑧頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑨加盟クラブ（被保険者）が損害賠償金として負担した被災者対応費用、被災者傷害見舞費用（注） など

（注）本保険では、被保険者の支出した費用が実質的に法律上の損害賠償責任に基づいて負担する損害賠償金である場合には、その費用の名目のいかんを問わず、保険金を支払いません。

●傷害事故見舞金補償（レジャー・サービス施設費用保険 傷害見舞費用追加担保特約）

保険金をお支払いする場合

払込取扱票記載の対象施設内で発生した前記（●災害対策費用の「保険金をお支払いする場合」）以外の急激、偶然な外来の事故によって、施設利用者が身体に傷害（有毒ガス、有毒物質による急性中毒を含みます。）を被り、その直接の結果として死亡または医師の治療を受けた場合に、加盟クラブが被災者またはその法定相続人に慣習として支払った弔慰金または見舞金等の費用に対して傷害見舞費用保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

前記（●災害対策費用の(2)被災者傷害見舞費用のお支払いする保険金の種類、お支払い方法）をご覧ください。

保険金をお支払いできない主な場合

前記（●災害対策費用のお支払いできない主な場合の被災者傷害見舞費用に該当する箇所）をご覧ください。

VII ご注意事項

- 告知義務：加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 通知義務：（施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険）ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。（レジャー・サービス施設費用保険）ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご契約を解除することがあります。
- 代理店の業務：取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

〈他の保険契約等がある場合の取扱い〉

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

〈示談交渉サービスは行いません〉

賠償保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知ください。

なお、引受保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

〈保険金請求の際のご注意〉

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご確認ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

〈保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて〉
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります)) またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。(注) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会下さい。

〈補償の重複に関するご注意〉

補償内容は同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

〈重大事由による解除について〉(施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険)

〈ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について〉

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
 - (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって加入した場合は、ご加入は無効になります。
 - (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合 等
- このパンフレットは施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険、(いずれも日本水連用特約付帯)の概要をご紹介します。保険金のお支払い条件・ご加入手続き、その他この保険のくわしい内容等ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。なお、詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款をご覧ください。また、ご加入者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

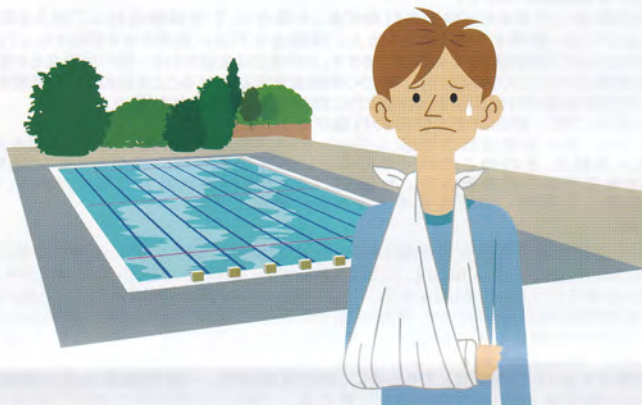
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

M E M O

従業員の方々のおケガに対する補償について

- 従業員の方々の万が一のおケガに備える場合には、別途普通傷害保険のご契約が必要です。
- 詳細については、日本水泳連盟総合補償制度の取扱代理店である下記のお問合せ先までご連絡下さい。



一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

お問い合わせ先

日本水泳連盟総合補償制度係

お問い合わせ先・取扱代理店 株式会社ヴィエント
〒111-0053 東京都台東区浅草橋5-2-3 鈴和ビル1F
フリーダイヤル **0120-866-355**
(03-3863-5750) FAX 03-3863-5753
URL <http://www.viento-shop.jp>

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当)公務第二部文教公務室
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
Tel.03-3515-4133

日本水泳連盟総合補償制度係

お問い合わせ先・取扱代理店 株式会社ヴィエント
〒111-0053 東京都台東区浅草橋5-2-3 鈴和ビル1F

フリーダイヤル **0120-866-355**

(03-3863-5750) FAX 03-3863-5753

URL <http://www.viento-shop.jp>